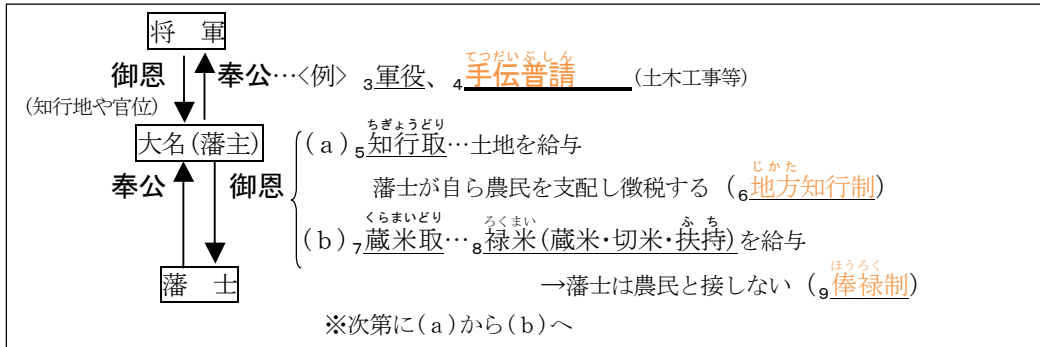


大名への統制

※₁藩…大名の支配する領域と支配機構 ₂大名領国制



A. ₁₀一国一城令(1615)…諸大名の居城以外の城の破壊

B. ₁₁武家諸法度…太名の守るべき心得 ₁₂将軍の代替わりごとに改訂

₂代₁₃秀忠…₁₄元和令(1615) ※最初の武家諸法度 南禅寺僧₁₆以心崇伝(金地院崇伝)が起草

内容 文武・儉約の奨励 ₁₇城の修補の届出制 ₁₈婚姻の許可制など

₃代₁₉家光…₂₀寛永令(1635) ₂₁林羅山が改訂 →以後、基本的に踏襲される

追加 ①₂₂大船(五百石以上)の建造禁止

②₂₃参勤交代(参観交替)の₂₄制度化…奉公の一種(江戸警備)

在府(江戸)・在国(国元)1年交代 ※役付大名と水戸藩は江戸 ₂₅妻子は江戸(人質)

影響 ₂₅大名財政の圧迫、₂₆交通・文化の発達、都市江戸の発展

☆₂₇武断政治…幕府初期の方針 法令違反・無嗣(後継ぎなし)・お家騒動(内紛)などで厳しい処分

₂₈改易(領地の没収)・₂₉減封(領地の削減)・₃₀転封(領地の変更)

…₃代将軍までに105家 <例>松平忠輝[越後高田:家康6男]・本多正純[宇都宮:譜代]

朝廷・公家への統制

☆₃₁京都所司代による監視、₃₂武家伝奏(朝幕の連絡に当る公家)の選出

所領の保障と制限…₃₃禁裏御料(皇室領)3万石 公家領7万石

幕府の発言力強化 <例>官位、改元、改暦も幕府の承諾が必要

₃₄1615. ₃₅禁中並公家諸法度…天皇・朝廷の政治活動など制限 ₃₆崇伝が起草

1620. ₃₇徳川和子(秀忠の娘)を₃₈後水尾天皇(後陽成の子)の中宮(東福門院)に

1627~29. ₃₉紫衣事件…後水尾が幕府の許可なく₄₀紫衣を勅許 →幕府が無効にする

→大徳寺僧₄₁沢庵(沢庵宗彭)ら反抗→処分(のち赦免)→後水尾退位

→₄₂明正天皇(興子内親王:和子の娘、7歳)即位…古代以来の女帝

※最後の女帝は後桜町天皇(1762-70)

寺院・神社への統制 寺社奉行による監視

☆⁴³**黄檗宗** (禅宗の一派)…明僧⁴⁴**隠元** (隠元隆琦)渡来[1654]

⁴⁵万福寺(本山：宇治)・⁴⁶崇福寺(長崎)等

寺院 ⁴⁷寺院法度(諸宗諸本山法度)…1601～16 ⁴⁹崇伝が起草 各宗の中心寺院へ個々に

→⁵⁰本山末寺(本末)制度の確立 僧侶の階級・任命など

⁵¹諸宗寺院法度(1665)…全宗派共通 僧侶全体を統制

⁵²寺請制、⁵³宗門改(→江戸3 t 6)…人民支配に利用 葬儀・供養が主に

⁵⁴法華宗不受不施派は禁止(キリシタン同様)

……日蓮宗の一派。法華経信者以外からは施しを受けず、法華経僧侶以外には施しをしない

神社 ⁵⁵諸社禰宜神主法度(1665)…神社統制 位階・領地など 本所は京都吉田家

町人統制 ※一般に統制は緩やか ※城下町には商人・職人の集住→同業者町の成立 (例)呉服町)

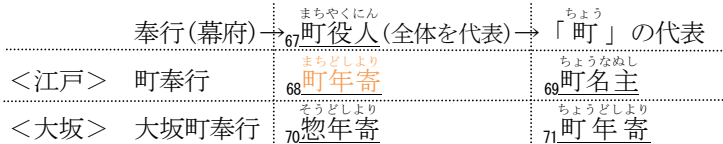
階層 ⁵⁶家持・⁵⁷地主…町政へ参加できる(⁵⁸町人)→町役人の選出 五人組を組織

⁵⁹地借・⁶⁰店借…地主からの身分保障が必要(法的には一人前でない)

⁶¹奉公人(年季奉公人)…住み込みが多い (例)手代

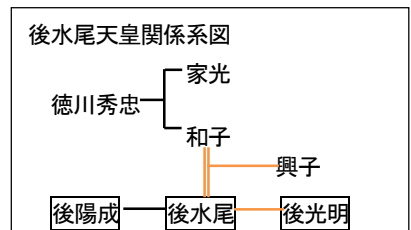
⁶²行商、⁶³日傭いなど都市貧民…⁶⁴(棟割)長屋に居住

組織 「⁶⁵町」を単位に運営 (例) ⁶⁶町法、税負担、火の番・夜番など



負担 ⁷²運上…営業税 ⁷³冥加…本来は献金 ⁷⁴地子銭…屋敷の間口にに応じて

⁷⁵町人足役…労役 ⁷⁶御用金…御用商人に反強制的に



正誤問題に挑戦】<センター1994本試験、1999日本試験より>

(1) 武家諸法度には、新たな築城の禁止など大名を統制する規定があった。 ○

(2) 町年寄などの町役人は、町政の運営をまかされた。 ○